【 1998 年 5 月 15 日】無年金の障害者問題について
年金審議会（第 20 回）

無年金の障害者問題について

指摘されている問題点

○　障害の状態にあるにも拘わらず、何らかの理由で年金制度に加入していなかったために、障害年金を受給できない者に対しても何らかの所得保障が必要なのではないか。

⇒　平成 6 年改正までに年金制度として可能な限り無年金の障害者について対応したところであるが平成 6 年改正時に附帯決議等が付されている。

年金制度において無年金の障害者に対応するという立場

○　国民皆年金制度が開始する前に障害となった者や、 20 歳前に障害となった者に対しては、保険料の拠出がなくても年金給付が行われていることから、その他の保険料拠出を行っていない無年金の障害者に対しても、その必要性に応じて年金給付を行うべきである。

○　障害者には稼得能力が乏しいことから、無年金障害者にも年金を支給すべきである。

年金制度において無年金の障害者に対応しないという立場

○　年金制度は、原則として一定の保険料納付要件を満たす者が、老齢・障害・遺族といった保険事故の発生により稼得能力が喪失したことにより支給されるものであり、所得がない者に対して一律に所得保障を行うことを目的とする制度ではない。したがって、無年金障害者問題は年金制度において対応すべき問題ではない。

○　 20 歳前に障害となった者は、障害が発生していなければ将来において年金制度に加入できたはずであることから、 20 歳時点で保険事故が発生したとみなして年金給付を行っているのであり、適用除外、未加入、滞納により保険料を納付しなかったために無年金障害者となった者と同列に議論すべきではない。

○　障害者施策の必要性の観点から、所得保障によるべきという考え方と就労支援や福祉サービスの充実によるべきという考え方があるのではないか。